

# 福岡県公報

平成21年3月16日  
第 2 9 4 3 号

## 目 次

告 示 (第469号 - 第477号)

大規模小売店舗立地法附則第5条第1項の規定に基づく変更の届出  
(中小企業振興課) ..... 1

都市計画事業の事業計画の変更の認可 (下水道課) ..... 1

都市計画事業の事業計画の変更の認可 (下水道課) ..... 2

都市計画事業の事業計画の変更の認可 (下水道課) ..... 2

都市計画事業の事業計画の変更の認可 (下水道課) ..... 3

都市計画の変更 (都市計画課) ..... 3

都市計画の変更 (都市計画課) ..... 3

都市計画の変更 (都市計画課) ..... 3

国土調査の成果の認証 (農山漁村振興課) ..... 4

公 告

一般競争入札の実施 (システム管理課) ..... 4

公安委員会

福岡県警察関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則 (警察本部会計課) ..... 6

意見募集の結果の公示 (警察本部会計課) ..... 6

福岡県公安委員会規則の形式を左横書きに改正する措置及び用字、  
用語等の整備に関する規則第8条第4項の規定に基づく用字、用語  
の整備 (警察本部総務課) ..... 6

## 告 示

福岡県告示第469号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定に基づく変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成21年3月16日

福岡県知事 麻 生 渡

- 届出年月日  
平成21年3月3日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - 名 称 久留米OMプラザ
  - 所在地 福岡県久留米市御井旗崎一丁目1220番1 外
- 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - 荷さばき施設において荷さばき作業を行うことができる時間帯

荷さばき施設	変 更 前	変 更 後
荷さばき施設 1	午前6時00分から 午後5時00分まで	午前6時00分から 午後10時00分まで
荷さばき施設 2	午前6時00分から 午後5時00分まで	午前6時00分から 午後5時00分まで

福岡県告示第470号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、平成18年3月福岡県告示第537号中間都市計画下水道事業中間公共下水道(中間市施行)の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成21年3月16日

福岡県知事 麻 生 渡

- 施行者の名称

中間市

2 都市計画事業の種類及び名称  
中間都市計画下水道事業中間公共下水道

3 事業施行期間  
平成6年3月23日から平成26年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分  
平成18年福岡県告示第537号の事業地に次の区域を加える。  
中間市土手ノ内二丁目、土手ノ内三丁目の各字の全部並びに、中間市朝霧三丁目、朝霧五丁目、通谷四丁目、通谷五丁目、深坂二丁目の各字の一部。

(2) 使用の部分  
なし

---

福岡県告示第471号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成18年3月福岡県告示第538号水巻都市計画下水道事業水巻公共下水道（水巻町施行）の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成21年3月16日

福岡県知事 麻生 渡

1 施行者の名称  
水巻町

2 都市計画事業の種類及び名称  
水巻都市計画下水道事業水巻公共下水道

3 事業施行期間  
平成8年2月7日から平成26年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分  
平成18年福岡県告示第538号の事業地に次の区域を加える。

遠賀郡水巻町緑ヶ丘一丁目、緑ヶ丘二丁目、頃末南一丁目、頃末南二丁目、頃末南三丁目、二東二丁目、二西二丁目、吉田東一丁目、吉田東二丁目及び、宮尾台の全部並びに、猪熊一丁目、猪熊二丁目、杵一丁目、杵二丁目、頃末北一丁目、頃末北二丁目、頃末北三丁目、頃末北四丁目、立屋敷二丁目、立屋敷三丁目、下二東一丁目、下二東三丁目、下二西二丁目、伊左座一丁目、伊左座二丁目、伊左座四丁目、伊左座五丁目、二東一丁目、二東三丁目、二西一丁目、二西三丁目、二西四丁目、吉田東五丁目、吉田西二丁目及び、吉田南二丁目の一部。

(2) 使用の部分  
なし

---

福岡県告示第472号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成18年3月福岡県告示第540号遠賀都市計画下水道事業遠賀公共下水道（遠賀町施行）の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成21年3月16日

福岡県知事 麻生 渡

1 施行者の名称  
遠賀町

2 都市計画事業の種類及び名称  
遠賀都市計画下水道事業遠賀公共下水道

3 事業施行期間  
平成8年7月24日から平成26年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分  
平成8年福岡県告示第1343号、平成12年福岡県告示第1506号、平成14年福岡県告示第2041号及び平成18年福岡県告示第540号の事業地に次の区域を加える。  
遠賀町大字鬼津字蛭子の全部  
同町大字鬼津字西土手外、字中蘇根、字川埋及び字高黒の各字の一部

同町大字広渡字井地の一部

同町大字別府字木森、字出口、字竹ヶ鼻、字松ヶ崎及び字新道下の各字の一部

平成8年福岡県告示第1343号、平成12年福岡県告示第1506号、平成14年福岡県告示第2041号及び平成18年福岡県告示第540号の事業地のうち次の地内において事業地を変更する。

遠賀町島門、松の本三丁目、旧停一丁目及び旧停二丁目の各丁目の一部

同町大字広渡字休メ田の一部

同町大字別府字北浦及び字棧敷の各字の一部

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第473号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成18年3月福岡県告示第539号鞍手都市計画下水道事業鞍手公共下水道（鞍手町施行）の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成21年3月16日

福岡県知事 麻生 渡

1 施行者の名称

鞍手町

2 都市計画事業の種類及び名称

鞍手都市計画下水道事業鞍手公共下水道

3 事業施行期間

平成8年6月13日から平成26年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成18年福岡県告示第539号の事業地に次の区域を加える。

鞍手郡鞍手町大字中山字山ヶ崎および字明道ならびに大字古門字兵丹、字道中山および字山ノ鼻ならびに大字小牧字藤郷、字西牟田、字裏田、字伊予谷、字宮首、

字小清水および字前牟田

平成18年福岡県告示第539号の事業地のうち次の地内において事業地を変更する。

鞍手郡鞍手町大字中山字唐ヶ崎、字三ッ池、字蘭牟田および字蘭焼ならびに大字古門字倉坂ならびに大字小牧字大池

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第474号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成21年3月16日

福岡県知事 麻生 渡

福岡都市計画用途地域を変更

福岡県告示第475号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成21年3月16日

福岡県知事 麻生 渡

宇美都市計画道路を変更（宇美都市計画道路3・4・3号光正寺井野線及び3・4・11号下宇美炭焼線の変更）

福岡県告示第476号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する

同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成21年3月16日

福岡県知事 麻生 渡

直方都市計画道路を変更（直方都市計画道路3・4・3号直方駅行橋線の変更）

福岡県告示第477号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のように国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

平成21年3月16日

福岡県知事 麻生 渡

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
嘉麻市	平成18年度から平成20年度まで	地籍図及び地籍簿	牛隈の一部	平成21年2月18日
嘉麻市	平成19年度から平成20年度まで	地籍図及び地籍簿	大隈町の一部	平成21年2月18日

## 公 告

公告

平成21年度「インターネットを利用した行政情報配信サービス」について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成21年3月16日

福岡県知事 麻生 渡

### 1 競争入札に付する事項

#### (1) 契約の名称

インターネットを利用した行政情報配信サービスの契約

#### (2) 契約の特質等

入札説明書による。

#### (3) 履行期間

契約締結の日から平成22年3月31日まで

#### (4) 履行場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県総務部システム管理課

### 2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成19年3月福岡県告示第711号）」に定める資格を得ている者であること。

### 3 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成21年3月25日（水）現在において、次の条件を満たすこと。

#### (1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付けされている者

大分類	中分類	業種名	等級
13	04	調査統計	AA又はA
13	11	その他	AA又はA

#### (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者

#### (3) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

### 4 契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県総務部システム管理課（情報基盤班）

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3194

### 5 契約条項を示す場所

4の部局とする。

## 6 入札説明書及び仕様書の交付

## (1) 期間

この公告の日から平成21年3月25日（水）までの福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

## (2) 場所

4の部局とする。

## 7 入札書の提出場所及び提出期限

## (1) 提出場所

4の部局とする。

## (2) 提出期限

平成21年3月25日（水）午後5時00分

## (3) 提出方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）

## 8 開札の場所及び日時

## (1) 場所

4の部局とする。

## (2) 日時

平成21年3月26日（木）午後1時30分

## 9 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により、再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちにその場で、それ以外の場合にあっては別に定める日時、場所において行う。

## 10 入札保証金及び契約保証金

## (1) 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額

とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面を提出する場合

## (2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面を提出する場合

## 11 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、9により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

## (1) 金額の記載がない入札

## (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

## (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札

## (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

## (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明しない入札

## (6) 入札保証金が10の(1)に規定する金額に達しない入札

## (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

## 12 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

13 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たり知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (3) その他詳細は入札説明書による。

公安委員会

福岡県公安委員会規則第6号

福岡県警察関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成21年3月16日

福岡県公安委員会

福岡県警察関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県警察関係手数料条例施行規則（平成12年福岡県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条中第8号を第9号とし、第2号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設が同法第4条に規定する児童の育成のために道路を使用するとき。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

福岡県公安委員会告示第66号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号。以下「行手条例」という。）第37条第1項の規定に基づき、「福岡県警察関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則

（案）」について、平成21年1月15日から同年2月13日までの間、意見公募手続を実施したが、意見は提出されなかったため、行手条例第41条第1項の規定に基づき告示する。

平成21年3月16日

福岡県公安委員会

1 関連資料等

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<http://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部総務部会計課に備え置く。

福岡県公安委員会告示第68号

福岡県公安委員会規則の形式を左横書きに改正する措置及び用字、用語等の整備に関する規則（平成20年福岡県公安委員会規則第12号）第8条第4項の規定に基づき、平成20年8月18日付けで、用字、用語の整備に適合するものに改めたものについて、次のように告示する。

平成21年3月16日

福岡県公安委員会

福岡県公安委員会規則の形式を左横書きに改正する措置及び用字、用語等の整備に関する規則施行の際現に定められている福岡県公安委員会規則中、次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に改めた。

あたって	当たって
あてる	充てる
何れも	いずれも
おく	置く
かかる	係る
かゝる	係る
召集	招集
すみやかに	速やかに
備え付け（名詞句のもの）	備付け



備付けている	備え付けている
ただちに	直ちに
建替え	建て替え
つぎ	次
て下さい	てください
手続き	手続
届出なければならない	届け出なければならない
取消した	取り消した
願出	願い出
除く外、	除くほか、
の外、	のほか、
の外は	のほかは
控	控え
引き替え (名詞句のもの)	引換え
引継 (名詞句のもの)	引継ぎ
ひんばん	頻繁
太わく	太枠
申出ます	申し出ます
もっぱら	専ら
わたくし	私

定価 一箇月二、三五〇円（税込・郵便料別）

〔発行〕〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課（電話 092-643-3030）  
〔印刷〕〒812-0007 福岡市博多区東比恵2丁目9番1号 九州チエージェンツ株式会社（電話 092-411-8867）



印刷部各率100%再生紙を使用しています